「外貨普通預金規約」新旧対比表(2023年11月17日変更) 新(赤文字部分が変更箇所) 旧(赤文字部分が変更箇所) 第1条~第2条 省略 第1条~第2条 省略 第3条 預金の預入れ 第3条 預金の預入れ 1.この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとしま 1.この預金の預入れ通貨は、当行所定の外国通貨のみとしま す。 す。 2.この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人 2.この預金の預入れは、当行に開設されているお客さまご本人 名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期 名義の円普通預金口座からの振替、当行で取扱う商品の満期 資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金(当 資金等の振替によるお預入れ、同一外国通貨の他の預金(当 該預金をお持ちのお客さまに限ります。)からの振替、または同 該預金をお持ちのお客さまに限ります。)からの振替、または同 一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金(お客さまご本 一外国通貨建ての被仕向電信送金での振込金(お客さまご本 人、保険会社、証券会社または FX 会社からの振込金に限りま 人からの振込金に限ります。)の受入れによるものとします。 す。) の受入れによるものとします。 3.この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定 3.この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定 めるものとします。 めるものとします。 第4条~第16条省略 第4条~第16条省略